

繁殖制限措置（不妊、去勢手術）のメリットとデメリット（犬の場合）

メリット	デメリット
<p>【 オス・メス 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長生きする確率が高くなる ・雌雄一緒の飼養が可能になる <p>【 オス 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前立腺の病気、精巣や肛門周辺の腫瘍などの予防になる ・性的欲求によるストレスから解放される ・攻撃性が抑えられ、温和になる ・無駄吠えやマーキングが減り、落ち着く <p>【 メス 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠が避けられる ・子宮の病気や乳癌の予防に効果がある ・生理や発情時のわずらわしさとともに、発情のストレスもなくなる 	<p>【 オス・メス 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖させたくなくても不可能 ・栄養管理等によっては肥満になりがち。 ・ホルモン欠乏症による皮膚病がおこる場合がある。ただし発症率はかなり低く、有効な治療法がある
<p>手術の方法としては、オスの睾丸摘出手術、メスの卵巣・子宮摘出手術が一般的である。</p> <p>手術をする時期はいつでも可能だが、生後6～8ヵ月頃の最初の発情前に行うのが効果的。それ以降ではなるべく早く手術を実施すべきである。</p> <p>不妊、去勢手術に対して「かわいそう」という声もあるが、多くのメリットがあり、人と動物の共生の上からも必要である。</p>	

地方公共団体による支援措置

繁殖制限措置は、動物による近隣迷惑や犬ねこの遺棄などの動物愛護管理上の諸問題を未然に防止する有効な方策である。このため、地方公共団体によっては、繁殖制限措置（不妊、去勢手術）に対し、助成金の交付等による支援を行っているところがある。

	犬		ねこ	
	不妊手術	去勢手術	不妊手術	去勢手術
地方公共団体数	237	211	214	206
助成額（円）	2,000	1,450	1,500	1,050
	～ 15,200	～ 10,000	～ 20,000	～ 10,700

(3) 動物による咬傷事故や迷惑問題の防止

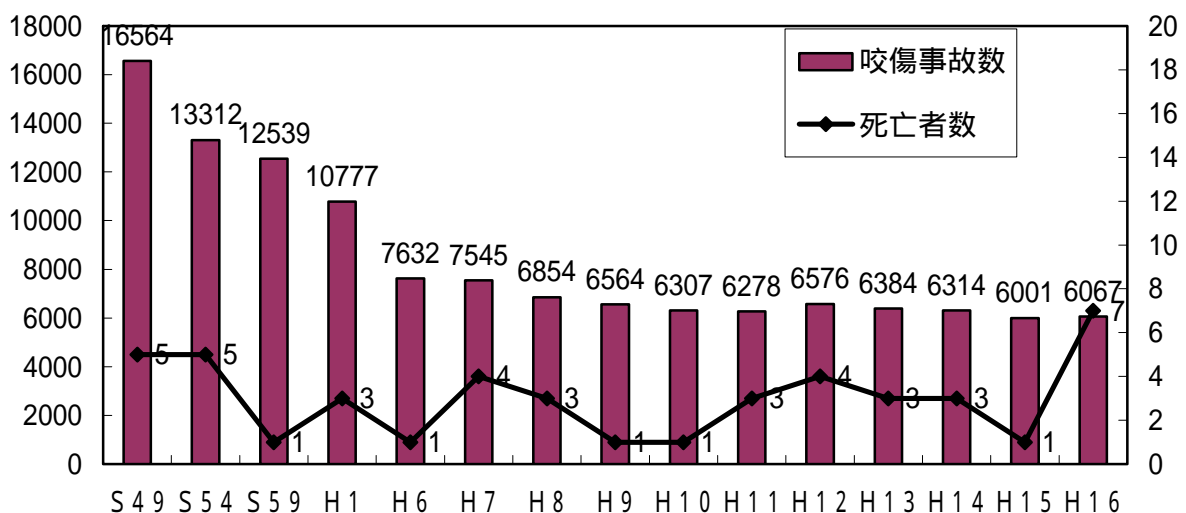
現状と課題

- ・動物の不適切な飼養に起因して、危害及び迷惑問題が依然として発生
- ・当該問題は、感情的対立を誘発しやすい相隣関係的紛争としての性格を有していることもあるため、行政主導によるルール作り等が期待されているところ
- ・特定動物については、危害等が生じるおそれが高いことから、平成17年6月の法改正により、全国一律の飼養許可規制とされたところ

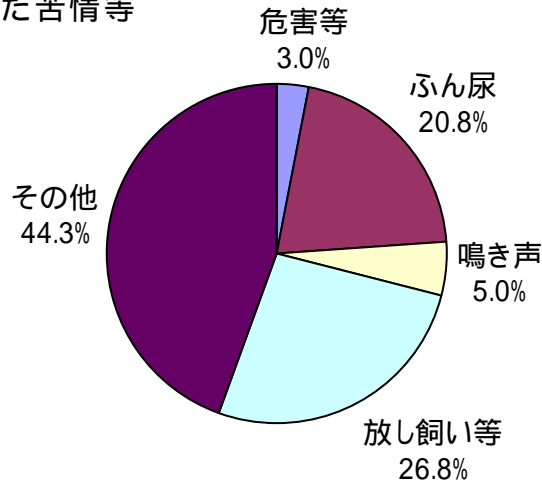
講ずべき施策

- ・集合住宅でのペット飼養、地域ねこの適正管理等に係るガイドライン整備
- ・係留飼育、室内飼育の推進
- ・みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進
- ・特定動物の飼養許可規制の周知徹底
- ・特定動物の選定基準のあり方の検討

犬による咬傷事故の発生件数



自治体に寄せられた苦情等

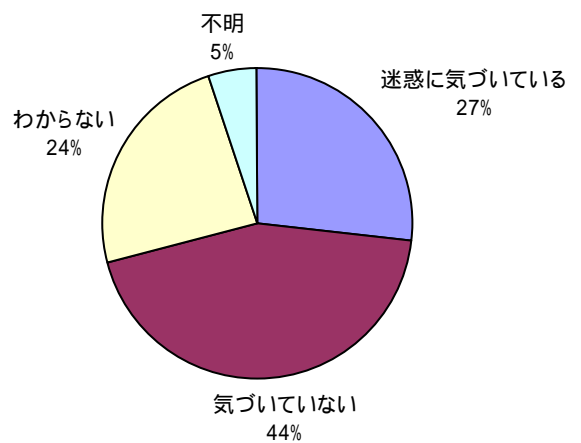
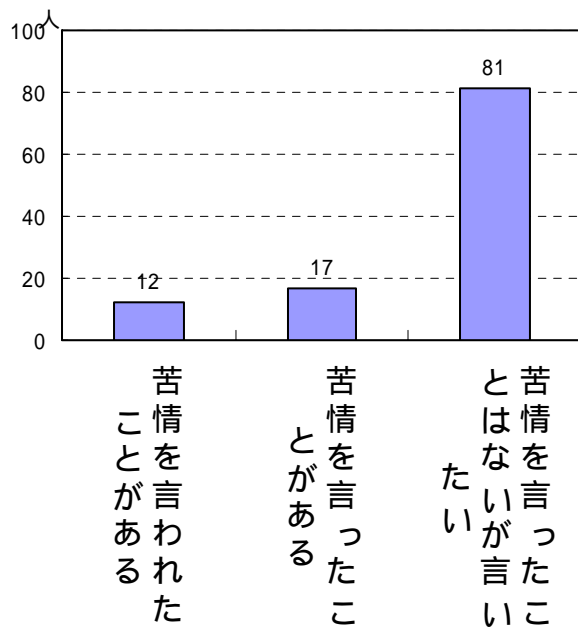


注) 東京都・横浜市・大阪市・神戸市の合計

年度	H10	H11	H12	H13	H14
苦情等の件数	52,928	56,030	61,831	54,524	52,444

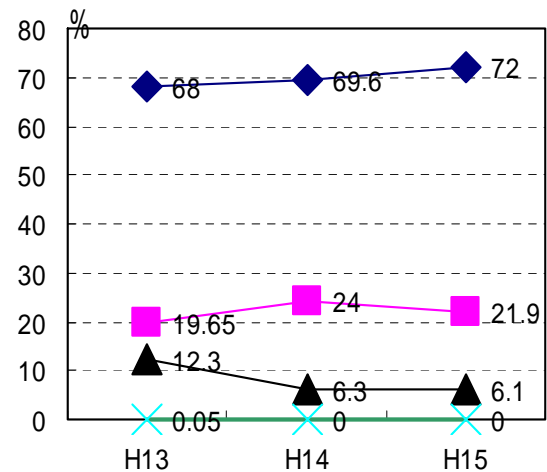
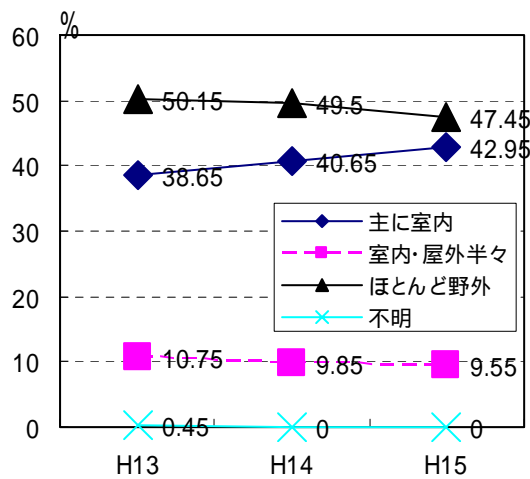
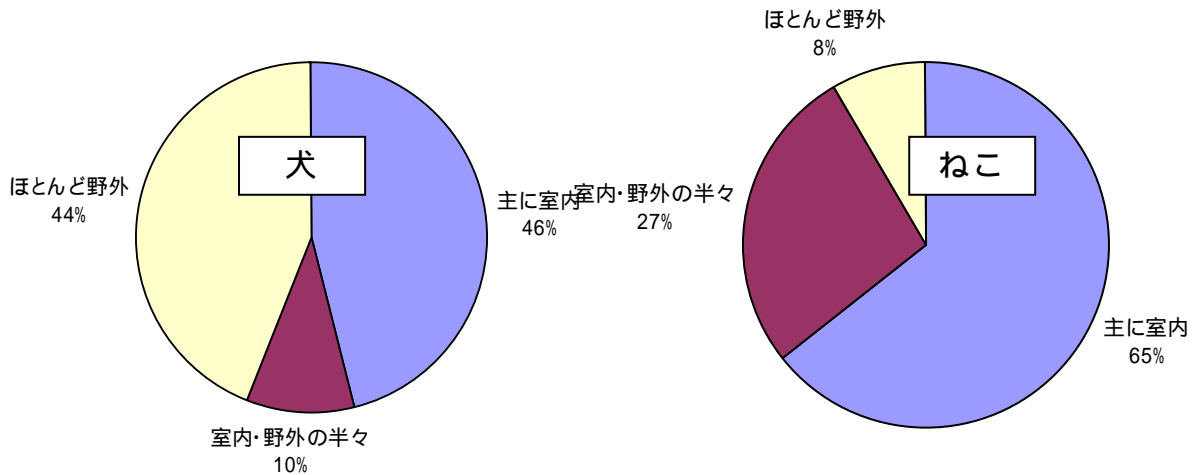
近所への苦情経験（犬について）

飼い主は迷惑に気づいているかどうか
（苦情を言ったことはないが言いたい人）



出典：住まいとペットに関する調査、旭化成ホームズ㈱、H11
（アンケート対象者は1都3県在住の303人）

犬及びねこの室内飼いの割合



出典：犬ねこ飼育率全国調査、ペットフード工業会

室内飼いのメリット

- ・ 交通事故等の事故にあわない
- ・ 他の動物との喧嘩等をすることがない
- ・ 他の動物との接触による病気や寄生虫の伝染を防止できる
- ・ 望まない妊娠（避妊・去勢をしていない場合）を防止できる
- ・ いじめられたり、誘拐されたりする危険性がない
- ・ 拾い食いによる事故等を防止できる
- ・ その他

地域ねこ活動

いわゆるノラねこ（特定の飼主がなく、公園や市街地等に住みつき、人から餌をもらったり、ごみをあさるなどして生活しているねこ）を適切に飼養・管理するために、地域の人々の合意と協力のもとで共同飼養する活動のことである。共同飼養の主体となるのは、地域のボランティア団体等であることが多い。このボランティア団体等が実際に行う事業としては、これ以上増えないように不妊去勢手術を行うこと、餌を与えること、ふんの掃除を適正に行うこと等が中心となる。ノラねこであってもできるだけ生存の機会を与えること、ノラねこによる人への迷惑を防止すること等が考え方の基本となっている。横浜市磯子区の例が嚆矢として著名である。

現在、この地域ねこ活動は、動物の愛護管理にも配慮したノラねこ対策の一手段として一定の評価を得ている。しかし、面倒を見てくれるという認識が広がると安易にねこを捨てる人が増えるのではないかと、ねこのふん尿によって汚染された公園の砂場などで動物由来感染症が発生した場合の責任は誰がとるのか、費用面・労力面における相当程度の負担を負い続けることができるのか、などといった課題も存在する。

磯子区における「地域ねこ活動」の概要

1 経緯

- ・ノラねこの増加により、餌やり行為等に係る意見の相違による地域住民同士のトラブルが発生。
- ・シンポジウムの開催等により、関係者が一同に会して議論を重ねる。
- ・話し合いを重ねるうちに、誰もが平和的解決を望んでいることが分かり、ねこの共存方法を模索することで意見が一致。
- ・生存の機会の付与及び人に対する迷惑の防止を図る観点から、磯子区が「猫の飼育ガイドライン」を作成（平成 11 年）。
- ・当該ガイドラインに従って、区民等により構成されたボランティア団体（複数）が、区内各地で地域ねこ活動を実施。

2 飼養・管理のガイドライン

（飼育管理関係）

できるだけグループで活動し責任の所在を明らかにする。

餌は決められた場所・時間に食べきれだけの量を与え、清掃を実施し、常に清潔を心掛ける。

餌や水は健康維持を考えて充分配慮する。

エサ場周辺には猫用のトイレまたはそれに準ずる物を置いて、必ず始末する。

猫用トイレ以外の場所の糞もエサを与えた結果として片づけるように心掛ける。
じゅうたんを裏返しにした物やツメとぎ板になるものを用意するよう心掛ける。

(健康管理関係)

必ず不妊去勢手術を実施し、首輪等の目印を付けて終生世話をする。
手術に必要なことについては、保健所等に問い合わせる助言を求める。
猫が病気や負傷をしている場合は、獣医師などと相談する。
健康保持のために必要なことを行う。

3 飼養・管理主体及び活動状況

- ・区民等からなる約25のグループが、合計で約350頭のねこを管理。
- ・また、これらのグループが集まって、「磯子区猫飼育ガイドライン推進協議会」というボランティア組織を作って、地域ねこの普及活動、不妊去勢に対する援助活動などを実施。餌代や不妊去勢手術費は、会費や寄付金等で充当。

4 磯子区（行政）の関わり方

- ・各種問題を事前に回避する観点から、「飼養・管理のガイドライン」を作成して提示。
- ・地域ねこ活動として特定した形での、金銭的支援措置はなし。

出典：

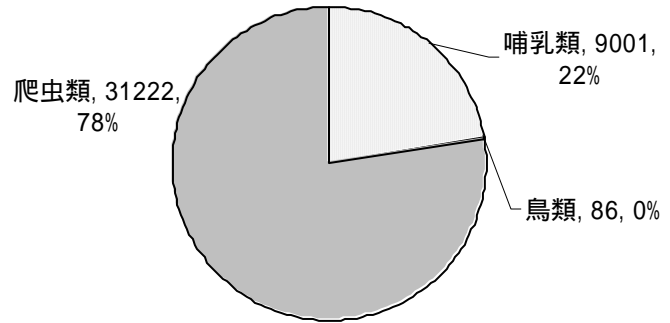
坂田充古・武部正美、地域猫って何ですかに答えて、日本獣医師会雑誌 Vol.57No.1、2004
野村哲郎、地域猫って何ですか、日本獣医師会雑誌 Vol.56No.12、2003

横浜市HP、<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/guide/konna/konnna/tikineko.html>、
2004

加藤由子、ノラ猫発！地域社会「復活の日」、別冊宝島 No.466 ペットのおかげ、1999



特定動物（危険な動物）の飼養許可数（H16）



特定動物リスト

科名	種名
1 哺乳綱	
(1) 霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種（タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。） マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロプス属全種 プロコロプス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
(2) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種
(3) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(4) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(5) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
2 鳥綱	
(1) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(2) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
3 爬虫綱	
(1) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種（カミツキガメを除く。）
(2) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種（タイワンハブを除く。）
(3) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

特定外来生物を除く

(4) 所有者明示（個体識別）措置の推進

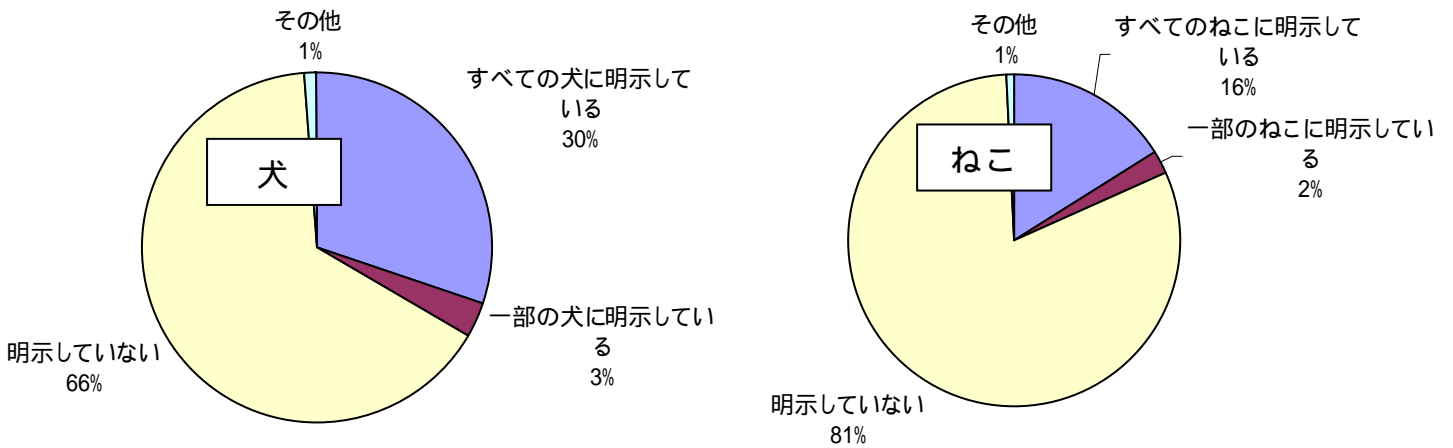
現状と課題

- ・犬又はねこの所有者明示の措置率は、約25%にとどまっている
- ・また、その必要性等に対する理解も低い

講ずべき施策

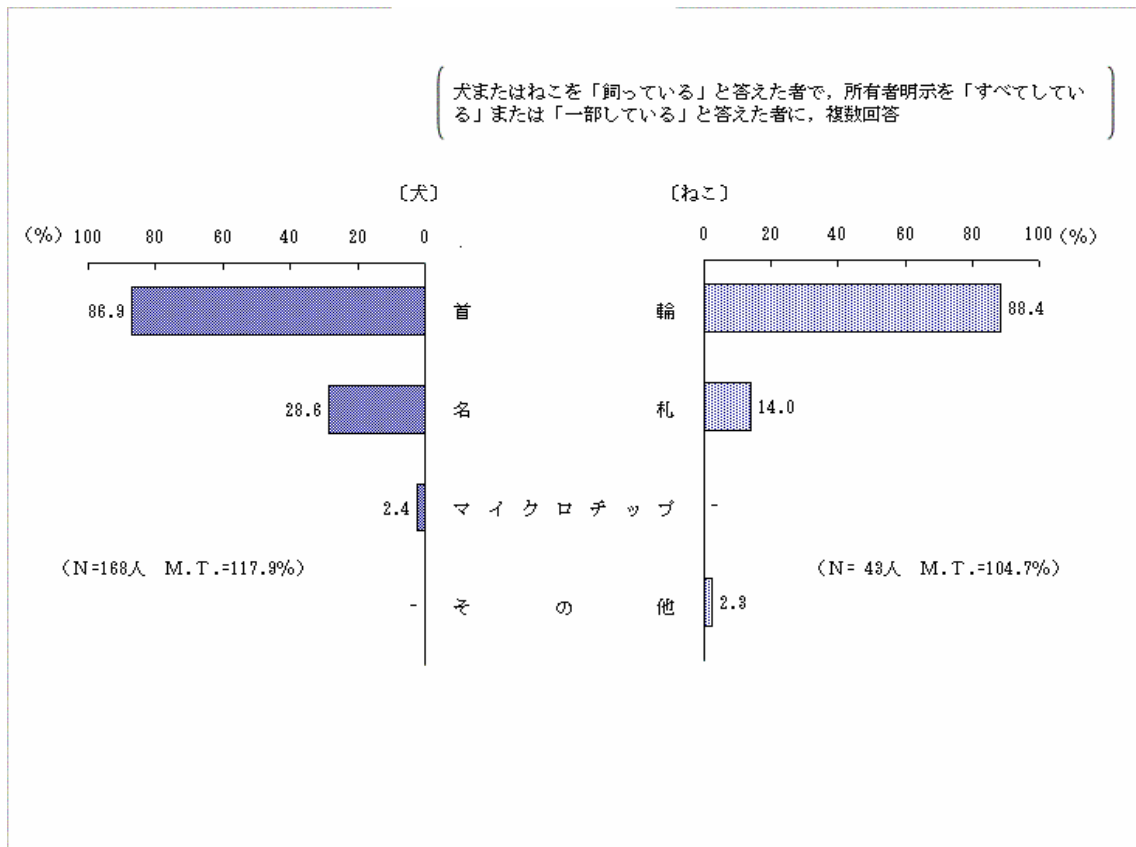
- ・所有者明示（個体識別）措置の必要性に関する意識啓発
- ・マイクロチップ等の所有者明示（個体識別）手段の普及のための基盤整備（例：リーダーの配備、埋め込み技術の普及、公的機関によるデータの一元的検索体制の整備など）

所有者明示（個体識別）措置の実施状況

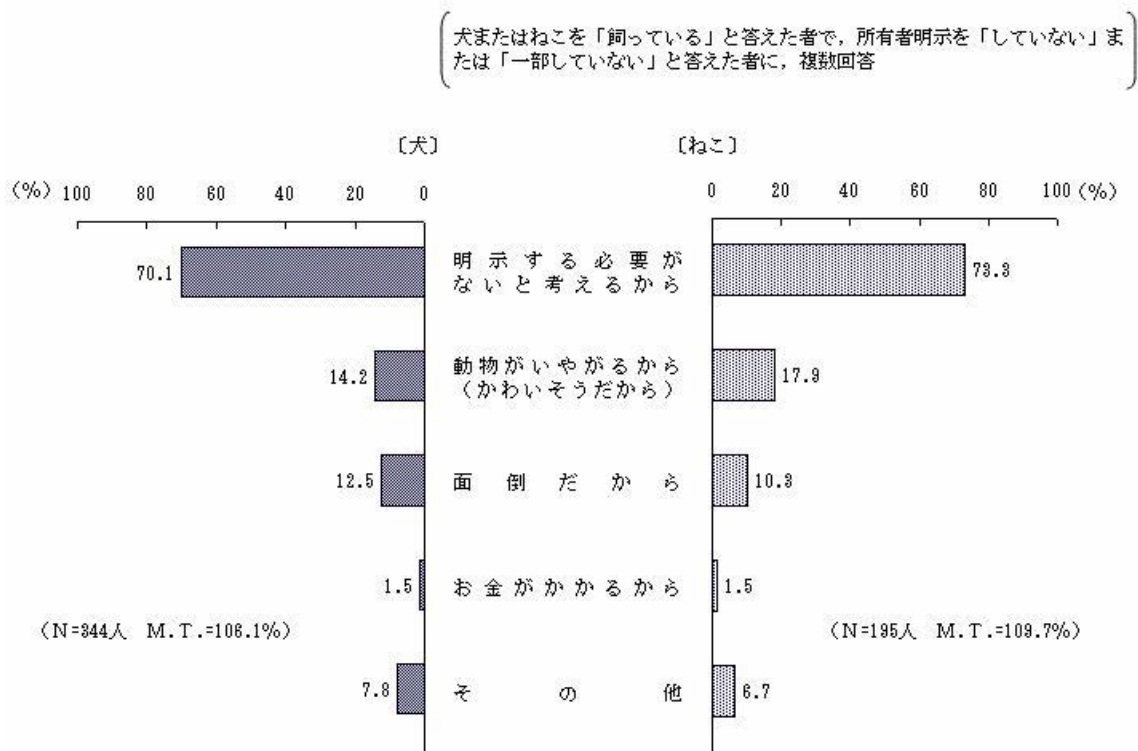


出典：平成15年世論調査

所有者明示の方法



所有者明示をしていない理由



出典：平成15年世論調査

主な所有者明示（個体識別）措置

種類	特性	費用	主な導入事例
首輪	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、小型の動物には装着不可。動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円～千数百円	一般的に普及
名札・鑑札	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、単独では装着不可。また、小型の動物には装着不可。形状によるが動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は比較的多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円	犬（狂犬病予防法）
入墨	<ul style="list-style-type: none"> ・施術に時間と動物への負担がかかる。哺乳類以外の動物には施術不可。施術後の動物への負担はない。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれなし。 	数千円	海外等で一般的に普及
脚環	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。鳥類以外の動物には適用不可。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれは少ない。 	数百円	鳥（鳥獣法）
写真（外観）	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影は容易で、すべての動物に適用可能。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。動物への負担はない。 ・外観に特徴のない場合は個体識別が困難。 	数十円	一般的に普及
耳標	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。中型～大型の哺乳類以外の動物には適用困難。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれが比較的ある。 	数百円	牛の個体識別
マイクロチップ	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。ほとんどの動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）に装着可能。動物への負担は少ない。 ・チップ自体に格納できる識別情報量は少ない。15桁の番号を記号化して表記。視認不可で、専用の読み取り機器が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	特定外来生物（外来生物法）、特定動物（動物愛護管理法）、家庭動物の個体識別
DNA鑑定	<ul style="list-style-type: none"> ・分析に時間がかかるが、ほとんどの動物に適用可能。動物への負担はない。 ・識別情報量は表示されず、視認不可。個体識別（同定）の際には、再検査（分析）が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	犬の血統登録

マイクロチップ

動物の個体識別等を目的とした皮下埋め込み型の電子標識。それぞれに15桁のナンバーを書き込んだ超小型集積回路（IC）が封入されている。

材質や大きさ

直径2mm、全長11～13mmの円筒形で、コイル（アンテナ）とICチップを内蔵している。まわりは、生体適合ガラスで覆われており、拒絶反応を防止している。また、表面に微細な凸凹を付けるなどして、体内での移動を防止している。

仕組み

読み取り機（リーダー）から発信される電波が、電磁誘導によってマイクロチップ内のコイル（アンテナ）に電力を発生させる。これにより、ICチップが起動し、15桁のナンバーのデータ電波を発信する仕組みとなっている。このため、マイクロチップ本体には電池が不要であり、半永久的な使用が可能である。

埋め込み方法

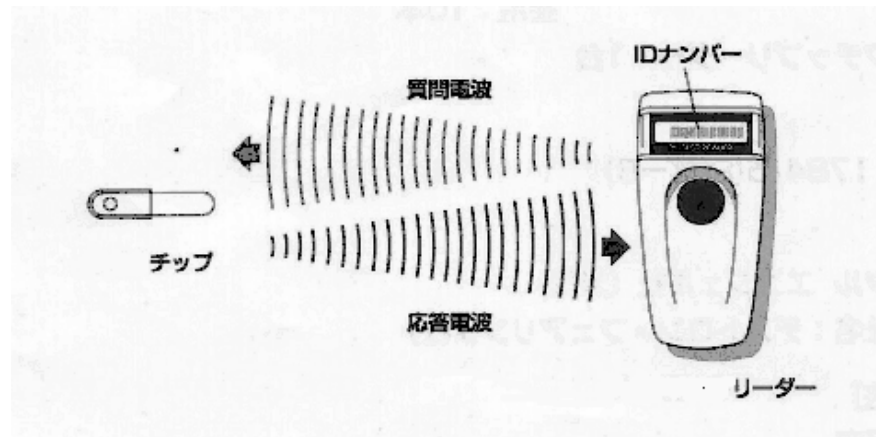
専用のディスポーザル（使い捨て）タイプのインジェクター（チップ注入器）で皮下に埋め込む。インジェクター（チップ注入器）の形状は各メーカーにより異なる。マイクロチップは、あらかじめ針内に装填されている。

規格

ISO（国際標準化機構）により、「データのコード（15桁のデータの様式）」と「通信方式（電波の周波数等）」が規格化されている。このため、ISO準拠のマイクロチップ及びリーダーについては、生産メーカーが異なっても、共通に使用することが可能となっている。

データコードの構造の規格：ISO 11784

通信方式の規格：ISO 11785



マイクロチップによる犬の個体登録システムの流れ（例）

